

この資料は、「払い込んだ保険料に対して、何倍の年金が受け取れるか」を、一定の前提をおいて試算したものです。この資料への世間の注目は大きく、公表時には一部の新聞で「年金の世代間格差」として取り上げられたりもし

ました。しかし、公的年金の意義や保険機能を考えれば、この試算だけを見て、年金の価値を判断するのは適切ではありません。国会議員の方からこの資料の説明を求められた時には、年金の意義を熱く語っています！

年金局の数理職員のお仕事② — 企業年金制度の改善 —

企業年金とは

企業年金の制度には、大きく分けて確定給付型の制度と確定拠出型の制度があります。

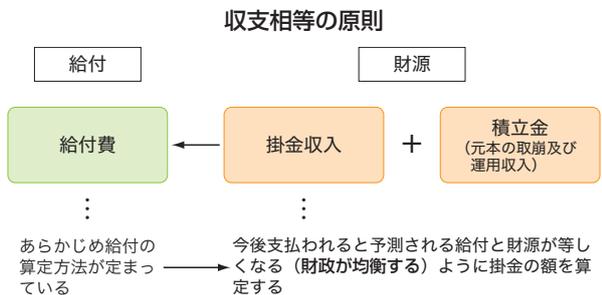
確定給付型の制度は、あらかじめ加入者が将来受け取る年金給付の算定方法が決まっている制度です。この決まった給付を賄えるように掛金額を算定し、この掛金額を基本的には事業主が負担する仕組みです。また、例えば資産の運用状況が思わしくなく、決まった給付に対して積立不足が発生した場合には、事業主が追加で掛金を拠出することにより、不足額を埋め合わせる必要があります。つまり、運用等のリスクを事業主側が負うことになります。

一方、確定拠出型の制度は、あらかじめ拠出する掛金の額が決まっている制度で、この決まった拠出額とその運用収益との合計額をもとに年金給付額が決定される仕組みです。運用の結果が思わしくない場合でも、事業主の追加拠出はなく、加入者の給付が減少することになります。つまり、運用等のリスクは加入者側が負うことになります。

収支相等の原則

数理職員は、このうち確定給付型の年金に主に携わっています。その理由として、確定給付型年金では、給付などの将来予測に基づき、給付の財源が確保できるよう、年金制度の運営をする必要があることが挙げられます。

これを、年金制度の基本的な原則である、収支相等の原則を用いて説明すると以下のとおりとなります。



収支相等の原則とは、〈積立金〉+〈掛金収入現価〉=〈給付現価〉、が成り立つことを言います。現価というのは、現在の価値を表し、掛金収入現価と給付現価はそれぞれ、将来にわたって拠出される掛金額又は支給される給付額の現在の価値の総和を表します。これらの額は、一般に無限等比級数となり収束します。

この収支相等の原則に当てはめると、確定給付型の年金では、一定の前提を基に〈給付現価〉が見込まれ、現状の〈積立金〉から、逆算的に〈掛金収入現価〉が求められる

こととなります。

各年度の掛金は、その総和が〈掛金収入現価〉と一致するように決められます。

このように、将来の給付を見込んだり、現価計算をしたりするという数理的な専門技術を理解し、その上で制度を企画立案する能力が求められていると言えます。

一方で、確定拠出型の場合、収支相等の原則に当てはめると、〈積立金〉と〈掛金収入現価〉から〈給付現価〉が求められることとなりますが、個人でみると、掛金拠出完了時には〈掛金収入現価〉が〈積立金〉に振り替わっていることとなります。これは、決まった掛金に基づく積立金を基に給付を行うという、比較的シンプルな関係を意味しており、実際には現価計算という概念も不要ということになります。

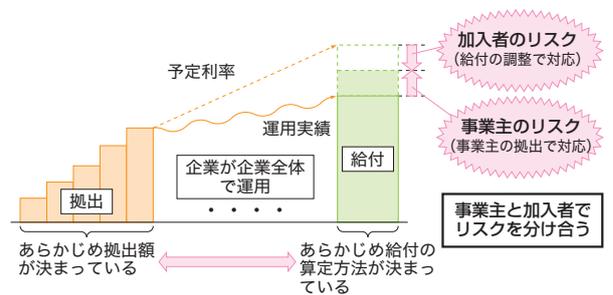
新たなハイブリッド型の企業年金

前述したように、確定給付型の年金においては、運用等のリスクは追加拠出という形で事業主が負い、確定拠出型の年金においては、運用等のリスクは給付の調整により加入者が負う仕組みとなっています。

現在、この2つの代表的な仕組みに加え、リスクを事業主側と加入者側で分け合う仕組みの導入を検討しています。

運用等で生じるリスクに対応した掛金をあらかじめ積み増したうえで、実際に生じたリスクに応じて給付の調整も行う仕組みです（下図参照）。

新たなハイブリッド型の企業年金の仕組み（イメージ）



これは、確定給付型の要素と確定拠出型の要素を併せ持つ仕組みということで、ハイブリッド型の企業年金と呼ばれています。

この新しい制度の実施に向けては、検討すべき論点が数多くあり、大変やりがいのある業務です。

少子高齢化が進むなか、公的年金の補完としての企業年金の存在価値はますます大きくなり、数理職員が活躍する場も広がっていくことになるでしょう。皆さんも一緒に企業年金の将来を考えてみませんか？